

①社会資本整備重点計画と国土形成計画の関係

社会資本整備重点計画

社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進

国土形成計画

国土の自然条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する政策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進

社会資本整備重点計画

- 現行計画のフォローアップについて
- 経済社会・国土の状況について
- 次期計画の計画期間・重点目標について
- 社会資本整備の効率的・効果的实施について
- 分野別の取り組みについて

調和

全国計画

- 第1部 基本的考え方
  - 第1章 時代の潮流と国土政策上の課題
  - 第2章 新時代の国土構造の構築
  - 第3章 戦略的目標
  - 第4章 計画の効果的推進
- 第2部 分野別施策の基本的方向
  - 第1章 地域の整備
  - 第2章 産業
  - 第3章 文化及び観光
  - 第4章 交通・情報通信体系
  - 第5章 防災
  - 第6章 国土資源及び海域
  - 第7章 環境保全及び景観形成
  - 第8章 「新たな公」による地域づくり

- 第3部 広域地方計画の策定・推進
  - 第1章 基本的考え方
  - 第2章 独自性のある計画の策定

広域地方計画

- ・国土の形成に関する方針、目標
- ・広域の見地から必要と認める主要な施策に関する事項

調和

地方ブロックの社会資本の重点整備方針

- ①地方ブロックの現状と課題
- ②地方ブロックの目指すべき将来の姿
- ③地方ブロックにおける重点事項

計画の検討段階から、広域ブロックの課題、取り組むべき施策の方向性等について、国と地方との円滑な意思疎通、共通認識の醸成を図り、両計画の調和が保たれたものとする。

全国

地方

## ②地方ブロックの社会資本の重点整備方針の区域について

### 現行の社会資本整備重点計画(H15.10)

#### 第1章 社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施

##### 8 社会資本の整備における新たな国と地方の関係の構築

個性ある地域の発展を目指し、国と地方公共団体との円滑な意思疎通、共通認識の醸成を図りつつ、各地方支分部局による社会資本の整備に係る重点目標や事業等に関する検討・整理をもとに、地方ブロックの社会資本の重点整備の方針をとりまとめ、国と地方の役割分担を明確化しつつ、社会資本の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進する。

#### 現行ブロック区域

##### 北海道

東北 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野

北陸 新潟、富山、石川、福井

中部 岐阜、静岡、愛知、三重

近畿 福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国 鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国 徳島、香川、愛媛、高知

九州 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

沖縄

### 次期 社会資本整備重点計画(H20~H24)

#### (4) 地方ブロックごとのあり方

人口動向は地域により異なること、地域と近隣諸国との直接交流が緊密化していること、地域の自主性・裁量性が発揮されるような制度改正がなされていること(交付金化、広域地方計画、構造改革特区)から、社会資本整備においても地方ブロック別、都市規模別の重点目標、指標の設定について検討し、国民が身近な変化・改善を感じられるような工夫が必要である。その際、国土形成計画において示される各地方ブロックのあるべき姿等を念頭に置きつつ、財政面の制約も踏まえ、当面、どのような社会資本整備を行うのか、また、それが可能なのかといった検討を行っていくことが必要である。

(「次期社会資本整備重点計画の今後の検討方向」(H18.7.24第6回計画部会)より)

#### 次期のブロック区域の考え方

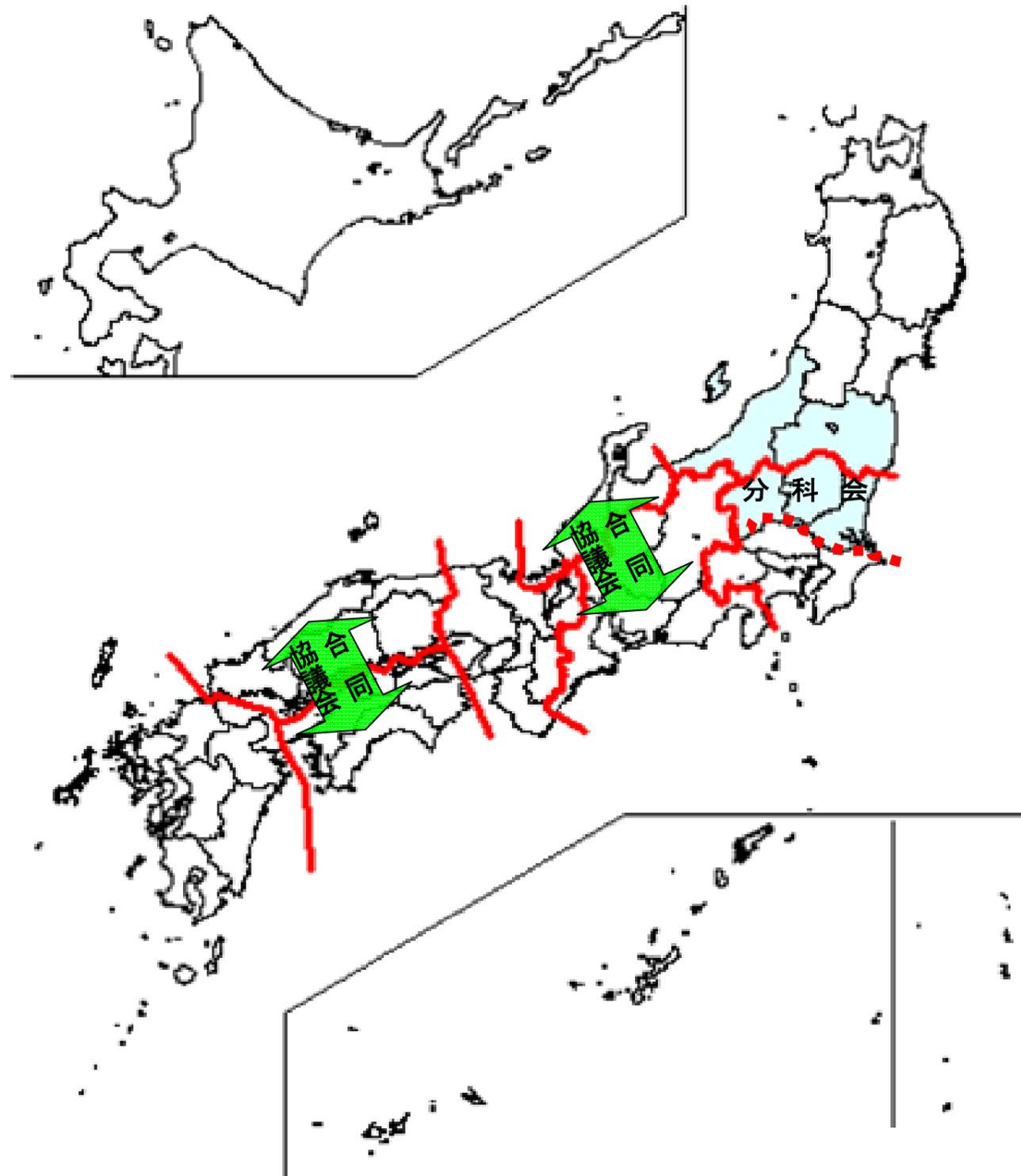
(1) 次期重点整備方針は、新たに策定される国土形成計画と調和が保たれたものでなければならないことから、広域地方計画で対象とする区域に対応した形で策定する。

※ 全国指標の地方ブロック別内訳の整理など、全国で各ブロックをとりまとめる際には、政令に基づく広域地方計画区域を用いることとする。

※ 北海道、沖縄については、現行ブロックとする。

(2) ただし、広域地方計画で対象とする区域と現行の地方ブロック重点整備方針の区域が異なる場合には、社会資本整備の効果が及ぶ範囲、地域にとっての社会資本整備の理解しやすさ、計画の継続性といった観点から、現行の地方ブロック重点整備方針の区域についても、必要に応じてとりまとめる。

(国土審議会報告 2006年6月30日)



## 〔広域地方計画区域〕

- ①東北圏 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県)
- ②首都圏 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)
- ③北陸圏 (富山県、石川県、福井県)
- ④中部圏 (長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
- ⑤近畿圏 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ⑥中国圏 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
- ⑦四国圏 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
- ⑧九州圏 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

### ③地方ブロックの社会資本の重点整備方針の作成の方向性について

地方ブロック毎に、各地方支分部局が中心となり、都道府県・政令市との調整のもと、地方経済界、有識者、住民、NPO等と議論を行いながら、社会経済状況の変化や重点計画(全国)等をふまえ検討を行い、次期方針を作成。

現行の地方ブロックの社会資本の重点整備方針  
(北海道～沖縄まで全国10ブロックで策定(H16.6))

<構成>

1. ブロックの現状と課題
2. ブロックの目指すべき将来の姿
3. ブロックにおける重点事項  
(目標、指標、主要施策・事業)

※指標、施策・事業は参考資料として作成

次期方針の策定

- ブロックをとりまく社会経済状況の変化  
(プロジェクトの進展、大規模イベントの開催 等)
- 現行重点整備方針のフォローアップ  
(指標の達成度の分析 等)
- 重点計画(全国)との整合  
(全国指標との整合性 等)
- 広域地方計画との調和